西知多医療厚生組合公告第１３号

電気需給について、制限付一般競争入札を実施するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び西知多医療厚生組合財務規則（昭和５４年西知多厚生組合規則第１号）第３条において準用する東海市契約規則（昭和４４年東海市規則第１１号。以下「契約規則」という。）第７条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年１１月４日

西知多医療厚生組合管理者　花　田　勝　重

１　制限付一般競争入札に付する事項

⑴ 調達件名及び数量

公立西知多総合病院で使用する電気

予定契約電力　　１，８４０ｋｗ

予定使用電力量　８，６９４，５８９ｋｗｈ

⑵ 仕 様 等

仕様書による。

⑶ 使用期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

また、本件は、地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約とする。

⑷ 需要場所

東海市中ノ池三丁目１番地の１　公立西知多総合病院

２　制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格

制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下、「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

⑴ 地方自治法施行令第１６７条の４（昭和２２年政令第１６号）の規定に該当しない者であること。

⑵ 本公告日において、東海市又は知多市入札参加資格者名簿（令和８・９年度）

「業務：製造・販売」のうち「営業種目：電力」に登録されている者であること。

(3) 東海市暴力団排除条例（平成２３年条例第２９号）及び知多市暴力団排除条例（平成２３年条例第１６号）に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(4) 本公告日から開札日までの期間において、東海市又は知多市において指名の停止を受け、又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条の２の規定により経済産業大臣の登録を受けている小売電気事業者であること。

(6) 公立西知多総合病院電力調達に係る環境配慮実施要綱の別表「公立西知多総合病院環境に配慮した電力調達契約評価基準」を満たす者であること。

３　入札手続き等

(1) 入札参加資格の確認等

制限付一般競争入札に参加をしようとする者は、次に定める提出書類に必要事項を記入し、提出期限までに郵送又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、組合から提出書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。持参する場合は、事前に電話で確認後来院すること。

また、提出期限までに提出書類の提出のない者及び入札参加資格のない者、入札参加資格が確認できない者は入札に参加することができない。

ア　提出書類

(ｱ) 入札参加資格等確認申請書（様式第１）

(ｲ) 公立西知多総合病院電力調達に係る環境配慮実施要綱の別表「公立西知多総合病院環境に配慮した電力調達契約評価基準」を満たす証明する書類「公立西知多市総合病院環境に配慮した電力調達契約評価項目証明書」（様式第２）

イ　提出期限

令和８年１１月１６日（月）午後５時までとし、郵送の場合は提出期限必着とする。

ウ　提出部数

各１部

エ　提出先

〒４７７－８５２２

愛知県東海市中ノ池三丁目１番地の１

公立西知多総合病院　企画管理課　施設・用度担当

電話番号　０５６２－３３－５５００

オ　入札参加資格の審査結果等

入札参加資格の審査結果については、電子メールで審査結果書を令和８年１１月１７日（火）までに送付する。

カ　入札参加の辞退

入札参加資格等確認申請書を提出した後に、参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第３）を提出すること。

キ　その他

提出書類に係る費用は、提出者の負担とし、提出書類は返却しない。

⑵ 仕様書等の配布

令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月１６日（月）までに、西知多医療厚生組合又は公立西知多総合病院のホームページからダウンロードすること。

⑶ 質問及び回答

仕様書等に対する質問がある場合は、次の書類を作成し、提出すること。口頭による質問は受け付けない。

ア　提出期間

令和８年１１月１７日（火）から令和８年１１月１９日（木）午後４時まで

イ　提出先

公立西知多総合病院　企画管理課メールアドレス

kanri@nishichita-hp.aichi.jp

ウ　提出方法

入札参加資格等確認申請書に記載した担当者のＥメールアドレスから電子メールを送信し、必ず電話にて提出先にメール着信の確認を行うこと。

エ　提出書類

質問書（様式第４）

なお、ファイルはマイクロソフト社のワード形式で提出すること。

オ　回答方法

質問に対する回答は、令和８年１１月２４日（火）までに入札参加資格を有する者に対して電子メールにて通知する。

カ　その他

質問がない場合については、提出の必要はないものとする。

(4) 開札の日時及び場所

ア　日時　令和８年１１月３０日（月）午後３時

イ　場所　公立西知多総合病院　小会議室３

ウ　開札の方法　企画管理課職員２名以上にて開札を行う

エ　立ち会いを希望する場合は、１１月２７日（金）までに企画管理課まで連絡すること

４　入札の方法

(1)　本入札は、郵送入札とする。入札に参加するものは、入札書（様式第５）及び入札書内訳書（様式第６）（任意様式でも可）を内封筒（入札封筒作成見本参照）に入れ、外封筒には、電気入札書在中と記入し、一般書留または簡易書留にて入札執行者に入札期日までに郵送にて提出すること（送付先は、入札参加資格等確認申請書送付先と同じ）。持参される場合は、１１月３０日（月）午後２時５９分までに提出すること。

(2)　一般書留または簡易書留以外の方法で送付された場合、または内封筒に記載誤り等があった場合は、開封されずに入札は無効とする。

(3) 入札書に記載される金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力料金単価）を根拠とし、あらかじめ組合が別途提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の単価の年間総価の税抜き金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）を入札金額とすること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

また、契約書は、入札書に記載された落札単価（税抜単価）で締結するが、発注単位又は請求単位の総額（税抜単価）にその金額の１００分の１０に相当する

額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を支払うものとする。

入札書内訳書に記載する単価は税込み金額とし、入札書金額は総合計の１１０分の１００に相当する金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）とすること。

※入札金額の算定にあたっては、毎月、力率８５％、燃料費調整単価 2.67 円、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 4.18 円とすること。

(4) 入札書は、当院が指定する様式を使用し、入札書の日付は、公告等に記載された「開札日」を記入してください。郵便局への差出日や配達指定日等を記入しないでください。

(5) 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、メールにて連絡し、後日再度入札を行う。再度入札は２回を限度とし、「６入札の無効」に該当する入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 開札をした場合において、落札となるべき同価格の入札をしたものが２者以上あるときは、入札書受付順に番号を振り、くじにより落札者を決定する。

(7) 入札は、入札参加者が１者であっても執行するものとする。

5　落札者の決定

予定価格の範囲内で入札をした者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。落札者へは、速やかに連絡する。

6　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札

(2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(3) 所定の日時までに所定の場所に配達されない、又は持参しない入札

(4) 入札に際して談合等による不正行為があつた入札

(5) 同一事項の入札に対し２以上の意思表示をした入札

(6) 他人の代理を兼ね又は２以上の代理をした者の入札

(7) 記名及び押印のない入札

(8) 入札書の記載事項が確認できない入札

(9) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札

(10) 入札金額が０円の入札

(11) 入札書内訳書の提出のない入札若しくは入札書内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札をした者の入札

(12) 前各号のほか、契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

7　入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札保証金の納付の免除を受けた者が落札者で、入札参加者が保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結しない場合において、当該落札者の責めに帰す理由により契約を締結できないときは、当該落札者は、違約金として当該入札価格の１００分の５の額を組合の発行する納付書により納付しなければならない。

8　予定価格

予定価格は公表しない。

9　低入札価格調査制度

低入札価格調査制度は設けない。

１０　その他

(1) 現場説明会

実施しない。

(2) 契約書の作成の要否

要

(3) 契約保証金

契約保証金は、西知多医療厚生組合財務規則第３条の規定において準用する東海市契約規則第３１条第７号の規定により免除する。

(4) 支払条件等

この契約における支払回数は１２回とし、各月の電気使用量報告書と請求書を翌月始めに速やかに提出すること。支払いは、適法な請求書を受理した日から３０日以内とする。

(5) 担当課及び問い合わせ先

公立西知多総合病院　企画管理課

電話番号　　０５６２－３３－５５００

メールアドレス　kanri@nishichita-hp.aichi.jp

仕　様　書

本仕様書は、調達案件の大要を示すものであり、契約条件については、西知多医療厚生組合財務規則第３条に規定する東海市契約規則(昭和４４年東海市規則第１１号)による。

１　概要

(1) 調達件名　　公立西知多総合病院で使用する電気

(2) 需要場所　　東海市中ノ池三丁目１番地の１　公立西知多総合病院

(3) 業種及び用途　病院

２　仕様

(1) 供給電気方式

ア　供給電気方式　　：交流３相３線式

イ　供給電圧（標準電圧）：６，６００Ｖ

ウ　標準周波数　　：６０Ｈｚ

エ　受電方式　　：２回線受電

オ　蓄熱式負荷設備の有無：無

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

ア　予定契約電力　：１，８４０ｋｗ（予備線あり）

イ　予定使用電力量：８，６９４，５８９ｋＷｈ

（月別の予定使用電力量は別紙１のとおり。）

(3) 使用期間

令和９年（２０２７年）４月１日午前０時から

令和１０年（２０２８年）３月３１日午後１２時まで

また、本件は、地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約とし、翌年度以降において支出予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除する。

(4) 電力量等の計量

計量日は、落札者と別途協議とすることとし、電力量等の検針に必要な機器の交換について調整が必要な場合は、一般送配電事業者と調整すること。

(5) 需給地点

公立西知多総合病院構内引込第１柱過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点と同じ。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点と同じ。

(8) 電気料金の算定方法

ア　電気料金は、各月毎の契約電力及び使用電力量等により算定するものとする。

イ　電気料金は、次の(ｱ)から(ｴ)に掲げる料金を合算した額とする。

(ｱ) 基本料金

契約電力、基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出する。

・基本料金（常時）＝契約電力×基本料金単価×（1.85－力率／100）

・基本料金（予備線）＝契約電力×予備線基本料金単価

(ｲ) 電力量料金

使用電力量及び電力量料金単価を用いて以下の算式により算出する。

・電力量料金＝使用電力量×電力量料金単価

(ｳ) 燃料費調整額

燃料費調整額は、当該地域を所轄する一般送配電事業者が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）に準ずるものとし、以下の算式により算出する。

・燃料費調整額＝使用電力量×（±燃料費調整単価）

(ｴ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を所轄する一般送配電事業者が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）に準ずるものとする。

ウ　電気料金の算定に係る端数調整は次のとおりとする

(ｱ) 契約電力の単位は１kW とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。

(ｲ) 使用電力量の単位は１kWh とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。

(ｳ) 力率の単位は１％とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。

(9) 電気料金の支払条件等

この契約における支払回数は１２回とし、各月の電気使用量報告書と請求書を翌月始めに速やかに提出すること。支払いは、適法な請求書を受理した日から３０日以内とする。

(10) その他

ア　平均力率　１００％

イ　フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

ウ　非常用自家発電設備を有している。構成は以下のとおり。

７５０ｋＶＡ　２台

エ　使用電力量の検針後、速やかに検針結果（最大電力、使用電力量、料金等）を通知すること。

オ　増税等、法改正に伴い契約単価に変更が伴う場合、必要に応じて契約単価を見直すものとする。

カ　この仕様書に定めのない事項については、協議を行うこと。

月別の予定使用電力量　　別紙1

	予定最大需要電力（kw）	力率（%）	予定使用電力量（kwh）	予定使用電力量内訳		
				昼間時間（kwh）	夜間時間（kwh）	重負荷時間（kwh）
4月	1,490	85	598,144	334,762	263,382	
5月	1,552	85	596,340	307,971	288,369	
6月	1,771	85	703,825	419,176	284,649	
7月	1,757	85	882,252	230,456	376,814	274,982
8月	1,757	85	915,199	231,003	418,055	266,141
9月	1,760	85	788,314	198,726	350,875	238,713
10月	1,645	85	633,323	379,141	254,182	
11月	1,652	85	594,292	322,262	272,030	
12月	1,706	85	742,414	411,747	330,667	
1月	1,724	85	839,668	415,658	424,010	
2月	1,724	85	689,170	360,896	328,274	
3月	1,714	85	711,648	393,112	318,536	
合計			8,694,589	4,004,910	3,909,843	779,836

※「重負荷時間」とは夏季（7月1日から9月30日まで）の午前10時から午後5時までの時間をいう。

但し、次に定める日の該当する時間を除く。

日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

※「昼間時間」とは、午前8時から午後10時までの時間をいう。

但し、重負荷時間および次に定める日の該当する時間を除く。

日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、

5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日

※「夜間時間」とは、重負荷及び昼間時間以外の時間をいう。

公立西知多総合病院電力調達に係る環境配慮実施要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、公立西知多総合病院（以下「当院」という。）が行う電力の調達契約の制限付一般競争入札（以下、「競争入札」という。）の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において「環境に配慮した電力調達契約」とは、当院が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

（対象組織）

第３条 この要綱は、当院が、競争入札により電力を調達する際に適用する。

（環境評価項目）

第４条 この要綱における環境評価項目は、次のとおりとする。

(1) 基本項目

ア　二酸化炭素排出係数

イ　未利用エネルギーの活用状況

ウ　再生可能エネルギーの導入状況

(2) 加点項目

省エネに係る情報提供、簡易的ＤＲの取組、地域における再エネの創出・利用の取組

（評価）

第５条 当院が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、前条に定める環境評価項目を、公立西知多総合病院環境に配慮した電力調達契約評価基準（別表）により算定し、その評価点等を公立西知多総合病院環境に配慮した電力調達契約評価項目証明書（別記様式）に記載し、提出期限までに入札参加資格等確認申請書とともに、入札参加資格等確認申請書提出先に提出するものとする。

２　当院事務局長は、小売電気事業者から提出された前項の証明書の内容を確認し、別表に定める基準を満たす者を、本要綱における競争入札適合者とする。

（委任）

第６条 この要綱により定めるもののほか、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、当院事務局長が定める。

附 則

この要綱は、令和２年（２０２０年）１月２０日から施行する。

この要綱は、令和３年（２０２１年）１月４日から施行する。

この要綱は、令和４年（２０２２年）１月４日から施行する。

この要綱は、令和７年（２０２５年）１月７日から施行する。

この要綱は、令和８年（２０２６年）１月５日から施行する。

この要綱は、令和８年（２０２６年）１１月４日から施行する。

別表

公立西知多総合病院環境に配慮した電力調達契約評価基準

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※ 1）しており、かつ、①令和６年度（２０２４年度）１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和６年度（２０２４年度）の未利用エネルギー活用状況、③令和６年度（２０２４年度）の再生可能エネルギー導入状況の３項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の得点の合計が７０点以上であること。①から③の得点の合計が７０点に満たない場合、①から③の得点に④省エネに係る情報提供、簡易的ＤＲの取組、地域における再エネの創出・利用の取組を以下の表に当てはめた場合の得点を加えた合計が 70 点以上であること。

環境評価基本項目	区　分	配点
①令和６年度の１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）〔単位：kg-CO_2/kWh〕	０．３５０未満	７０
	０．３５０以上　０．３７５未満	６５
	０．３７５以上　０．４００未満	６０
	０．４００以上　０．４２５未満	５５
	０．４２５以上　０．４５０未満	５０
	０．４５０以上　０．４７５未満	４５
	０．４７５以上　０．５００未満	４０
	０．５００以上　０．５２０未満	３５
※２	０．５２０以上	０
②令和６年度の未利用エネルギー活用状況	２．７０％以上	１０
	０％超　２．７０％未満	５
※３	活用していない	０
③令和６年度の再生可能エネルギーの導入状況	１５．００％以上	２０
	８．００％以上　１５．００％未満	１５
	３．００％以上　８．００％未満	１０
	０％超　３．００％未満	５
※４	活用していない	０
環境評価加点項目	**区　分**	**配点**
④需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なディマンド・リスポンスの取組 地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組※５	取り組んでいる	５
	取り組んでいない	０

※ 1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和８年４月９日最終改訂）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から１年間に限って開示予定時期（参入日から１年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※ 2 令和６年度（２０２４年度）１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数とは、次の数値とする。

令和６年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）

１． 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。

２． 温対法に基づき令和６年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和６年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。

※ 3 令和６年度（２０２４年度）の未利用エネルギー活用状況とは、未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和６年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。

令和６年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)（kWh）を
令和６年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値

（算定方式）

$$\text{令和６年度の未利用エネルギー活用状況（\%）} = \frac{\text{令和６年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）}}{\text{令和６年度の供給電力量（需要端）（kWh）}} \times 100$$

１．未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

２．未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第３項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

３．令和６年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

４．令和６年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※ 4 令和６年度（２０２４年度）の再生可能エネルギー導入状況とは、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和６年度の供給電力量に占める令和６年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。

算出方法は、以下のとおり。

令和６年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）を
令和６年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。

（算定方式）

$$\text{令和６年度の再生可能エネルギーの導入状況（\%）} = \frac{\text{令和６年度の再生可能エネルギーによる電気の利用量（送電端）（kWh）}}{\text{令和６年度の供給電力量（需要端）（kWh）}} \times 100$$

１．令和６年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和６年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））

② グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）

③ Jークレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）

④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）

⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量（kWh）

２．再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。

※ 5 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なディマンド・リスポンスの提供、地域における再エネの創出・利用の取組とは、需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

具体的な評価内容として、

・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること

・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること

・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定しているこ

と

・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

様式

公立西知多市総合病院環境に配慮した電力調達契約評価項目証明書

令和８年（２０２６年）　　月　　日

（あて先）西知多医療厚生組合管理者

（入札者）所在地
商号又は名称
代表者役職・氏名

令和８年１１月４日付けで入札公告のありました公立西知多総合病院で使用する電気の調達に際し、公立西知多総合病院環境に配慮した電力調達契約評価基準（別表）に基づき算定した点数等は、次のとおり相違ないことを証明します。

１　電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開　示　方　法	番号
①ホームページ　　②パンフレット　　③チラシ ④その他（　　）	

２　令和６年度（2024年度）の状況

	基　本　項　目	自社の基準値	点数
①	令和６年度（2024年度）　1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO_2/kWh）		
②	令和６年度（2024年度）の未利用エネルギー活用状況		
③	令和６年度（2024年度）の再生可能エネルギー導入状況		

	加　点　項　目	取組の有無	点数
④	需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なディマンド・リスポンスの取組 地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組		

①　～④の合計点数	

注１）１の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和８年４月９日最終改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（参入から１年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期（参入日から１年以内に限る。）を「番号」欄に記載すること。
注２）２の「自社の基準値」及び「点数」には、別表により算出した値を記載すること。
注３）１の開示方法（又は参入日及び開示予定時期）を明示し、かつ、２の合計点数が70点以上となった者を公立西知多総合病院電力の調達に係る環境配慮実施要綱における競争入札適合者とする。
注４）１及び２の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

（裏面に続く）

（担当者）
所属部署

氏名

電話番号

ＦＡＸ

Ｅメール